

## 新潟市罹災証明等事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、「法」という。）

第90条の2の規定に基づき交付する罹災証明書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害（火災に起因するものを除く）をいう。
- (2) 住家 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策総括官（防災担当）通知）（以下、「認定基準」という。）に規定する住家とし、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物をいう。
- (3) 非住家 認定基準に規定する非住家とし、空き家、店舗、事務所、倉庫、工場その他の住家以外の建築物をいう。
- (4) 家財等 住家又は非住家に付随する構築物、家財、車両その他これに類するものをいう。
- (5) 罹災証明書 法第90条の2第1項に基づき、市長が当該災害による住家の被害の程度を証明する書面をいう。
- (6) 被災届出証明書 非住家及び家財等の被災物件について、市長に被災の届出がなされたことを証明する書面をいう。
- (7) 再調査 内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、「運用指針」という。）に基づく第2次調査又は再調査をいう。

### (住家の被害程度の認定区分)

第3条 罹災証明書で証明する被害の程度は運用指針に基づき、別表に定めるとおりとする。

### (申請)

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 罹災証明書の申請者は、罹災した住家に居住する世帯主又は住家の所有者とし、その者から委任を受けた者は、代理人として申請ができるものとする。ただし、代理人が申請者

と同一世帯に属する者である場合は委任を省略することができる。

3 第1項に規定する申請の受付期間は、災害の発生日以後、6月以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

#### (住家の調査及び被害程度の判定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、運用指針に基づき、住家の被害認定調査を実施し、被害程度の判定を行うものとする。

2 前項の調査で被害が認められないときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

#### (罹災証明書の交付)

第6条 市長は、前条第1項の調査により当該住家に被害の程度が判定された場合において、申請者が当該住家に居住する世帯主であるときは別記様式第2号を、当該住家に居住しない所有者であるときは別記様式第3号による罹災証明書を交付するものとする。

#### (再調査)

第7条 前条の規定により罹災証明書の交付を受けた者又は第5条に基づく被害が認められないとされた者は、住家被害認定再調査申請書（別記様式第4号）により市長に再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請の受付期間は、前条の罹災証明書の交付を受けた翌日、又は第5条第2項の通知を受けた翌日から起算して1月以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

#### (手数料)

第8条 罷災証明書の交付については、新潟市手数料条例（平成12年条例第12号）第4条第4号の規定により、手数料の全部を免除するものとする。

#### (被災届出証明書の交付申請等)

第9条 被災届出証明書の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、罹災証明書の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この要綱は、この要綱の施行日以後に発生する災害について適用し、同日前に発生したものについては適用しない。

別表（第3条関係）

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものであって、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものであって、損壊部分がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のものとする。
中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものであって、損壊部分がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものであって、損壊部分がその住家の延床面積の20パーセント以上30パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上30パーセント未満のものとする。

準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損壊を受けたものであって、損壊部分がその住家の延床面積の 10 パーセント以上 20 パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害で表し、その住家の損害割合が 10 パーセント以上 20 パーセント未満のものとする。
準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものであって、損壊部分がその住家の延床面積の 10 パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10 パーセント未満のものとする。

別記様式第1号（第4条関係）

罹災証明申請書(住家)

年 月 日

(宛名)新潟市長

申請者 (世帯主)	住所	_____
	現在の連絡先(住所)	_____
	(フリガナ)	_____
	氏名	_____
	電話番号	_____
代理人	住所	_____
	(フリガナ)	_____
	氏名	_____
	電話番号	_____
	申請者との関係	<input type="checkbox"/> 同一世帯員 <input type="checkbox"/> その他( )

罹災原因	年 月 日の による
罹災住家の 所在地(土地地番) (申請者住所と同じ場合は記入不要)	新潟市 区
罹災住家と申請者との関係	<input type="checkbox"/> 居住者(本人持家、家族持家) <input type="checkbox"/> 居住者(借主) <input type="checkbox"/> 所有者(貸主、マンション管理組合)

※罹災住家に関する情報の内部利用の同意確認

被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。  確認しました

※代理人が同一世帯以外の方の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状	年 月 日
(宛名)新潟市長	
上記代理人	に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。
住所	
委任者	
氏名	

※申請者(委任ありの場合は受任者)が来庁される場合は、本人確認書類をご提示ください

郵送申請の場合は、申請者(委任あり場合は受任者)の本人確認書類の写しを同封してください

本人確認書類	個人の場合:マイナンバーカード・運転免許証・パスポート など 法人の場合:社員証・マンション管理規約・マンション管理委託契約書 など
--------	---

別記様式第2号（第6条関係）

罹災証明書（居住者）

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項①	

罹災原因	年　　月　　日　　の による
------	-------------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	新潟市　　区
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住居の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

新潟市長

別記様式第3号（第6条関係）

罹災証明書（所有者）

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項①	

被災原因	年 月 日 の による
------	----------------

被災建物の 所在地	新潟市 区
建物の被害の 程度	
追加記載事項②	

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市長

別記様式第4号（第7条関係）

住家被害認定再調査申請書

年 月 日

災害に係る住家の被害認定再調査について申請します。

申請者 (世帯主)	罹災住家の所在地 〒  現在の住所 〒  (フリガナ) <span style="float: right;">電話番号</span> 氏名
代理人	現在の住所 〒  (フリガナ) <span style="float: right;">電話番号</span> 氏名  申請者との関係 <span style="float: right;">□同一世帯員 <input type="checkbox"/> その他( )</span>
再調査理由  (再調査理由となる 被害箇所をできるだ け詳しく記入してく ださい)	

※交付を受けた罹災証明書又は被害が認められない旨の通知を添付してください。

※代理人が同一世帯以外の方の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状	
年 月 日	
(宛名)新潟市長	
上記代理人	に、住家被害認定再調査の申請及び罹災証明書の受領について委任します。
住所	
委任者	
氏名	